

秋農再(県) 一
平成 年 月 日

〇〇〇地域協議会長 殿

秋田県秋田市八橋南二丁目10番16号
秋田県農業再生協議会
会長 佐竹 敬久 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る地域事業計画の承認について

平成〇年〇月〇日付け〇〇で申請のあった地域事業計画について、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知する。

記

- 1 承認した事業及びその内容は、平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった攻めの農業実践緊急対策事業地域事業計画（以下単に「計画」という。）記載のとおりとする。
- 2 承認した助成金の額並びに助成金対象経費及びその取組ごとの配分額は、計画記載のとおりとする。
- 3 〇〇〇地域協議会長は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25生産第2768号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）に従わなければならない。
- 4 〇〇〇地域協議会長は、計画に記載された取組に係る取組参加者又は共同申請者の取組計画書兼取組参加者助成金申請書の承認の際には、この助成金に係る実施要綱、実施要領及び業務方法書に従うことを条件としなければならない。
- 5 〇〇〇地域協議会長は、本事業で受領した助成金の収入及び支出に関する経理を他の事業と区分して経理しなければならない。

秋農再一
平成 年 月 日

〇〇〇〇 (再編事業者) 殿

秋田県秋田市八橋南二丁目10番16号
秋田県農業再生協議会
会長 佐竹 敬久 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る~~地域~~集出荷・加工処理体制合理化推進
事業計画の承認について

平成〇年〇月〇日付け〇〇で申請のあった集出荷・加工処理プランについて、
攻めの農業実践地域推進業務方法書第 6 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり
承認したので通知する。

記

- 1 承認した事業及びその内容は、平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった攻めの農業実践緊急対策事業集出荷・加工処理プラン(以下単に「計画」という。)記載のとおりとする。
- 2 承認した助成金の額並びに助成金対象経費及びその取組ごとの配分額は、計画記載のとおりとする。
- 3 〇〇〇〇 (再編事業者) は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱 (平成 26 年 2 月 6 日付け 25 生産第 2968 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領 (平成 26 年 2 月 6 日付け 25 生産第 2970 号農林水産省生産局長通知。) 及び攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書に従わなければならない。
- 4 〇〇〇〇 (再編事業者) は、本事業で受領した助成金の収入及び支出に関する経理を他の事業と区分して経理しなければならない。

(別紙 2 関係) 別紙様式第 2 号－1 (業務方法書第 7 条第 5 項及び 6 項関係)

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

※ リース導入に係る取組については、共同申請者双方に送付すること。

住 所
〇〇地域協議会
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る取組計画書兼取組参加者助成金申請書の承認について

平成〇年〇月〇日付けで提出のあった取組計画書兼取組参加者助成金申請書について、下記のとおり全部（又は一部）を承認しましたので、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第 7 条第 5 項（第 7 条第 6 項）の規定に基づき通知します。

なお、取組参加者助成金の支払は、取組報告書兼取組参加者助成金請求書の提出後、取組が確実に実施されたことを確認した後に行いますので申し添えます。

記

- 1 承認した取組及び助成額
整理番号〇 〇〇 〇〇 円
整理番号〇 〇〇 〇〇 円
- 2 助成対象外とした取組
整理番号〇 〇〇
整理番号〇 〇〇
- 3 助成対象外とした理由
〇〇のため。

※ 助成対象外とした取組がない場合は、記載しなくてよい。

- 4 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づき調整を行った場合の内容（※）

※取組参加者の優先順位、助成率の調整等を行っていない場合は、記載しなくてもよい。

- 5 助成金の対象となる事業及びその内容は、上記 1 のとおりです。
- 6 助成金の額及び助成対象経費は、上記 1 のとおりです。

7 貴殿は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25生産第2968号農林水産事務次官依命通知）、攻めの農業実践緊急事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知）及び攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書（平成〇〇年〇月〇日付け第〇〇号）に従わなければなりません。

8 本通知に違反した場合（貴殿の責めに帰さない場合を除く。）又は事業中止した場合には、支払を受けた助成金を返納しなければなりません。

※以下、必要に応じて取組ごと等に用件を付すことができる。

（参考例）

- 9 本事業により導入した機械を、助成金の交付を受けた地域協議会長等の承認を受けることなく、助成金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供してはいけません。
- 10 本事業により機械を導入するため締結したリース契約について、助成金の交付を受けた地域協議会長等の承認を受けることなく、中途解約を行ってはいけません。
- 11 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を、助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。

(別紙 2 関係) 別紙様式第 2 号－ 2 (業務方法書第 7 条第 5 項及び第 6 項関係)

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

※ リース導入に係る取組については、共同申請者双方に送付すること。

住 所
〇〇地域協議会
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る取組計画書兼取組参加者助成金申請書の審査結果について

平成〇年〇月〇日付けで提出のあった取組計画書兼取組参加者助成金申請書については、残念ながら本事業の助成の対象となりませんでしたので、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第 7 条第 5 項(第 6 項)の規定に基づき通知します。

記

助成の対象外とした理由

(例)

本事業の申請が事業計画額を超過し、別添の「取組参加者の優先順位」に従い、助成対象の順位付けを行った結果、助成対象外となったため。

攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第〇項に規定する事業要件を満たしていないため。

番 号
年 月 日

秋田県農業再生協議会長 殿

住 所
〇〇地域協議会
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る助成金の概算払請求について

攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第 10 条の規定に基づき、助成金を概算払により交付されたく、下記のとおり請求する。

記

1 攻めの農業実践緊急対策事業

今回請求額： _____ 円

(既請求額： _____ 円)

(注 1) 請求額の計算の基礎となった資料及び交付要件の確認資料を提示すること。

(注 2) 既請求額に記載する額は、今回請求額は除くこと。

(注 3) 経理事務の処理体制 (公印の管理・押印体制、複数の職員による相互チェック体制がとれていること) が分かる資料を添付すること (既存の資料でも可)。

2 振込先

(注) 振込口座番号等が確認できる書類 (通帳の写し等) を添付すること。